

大垣市下水道関連施設取付管設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大垣市公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設（以下「下水道関連施設」という。）の整備に当たり円滑な事業推進及び事務取扱いの適正化を図るため、取付管及び公共ますの設置、維持管理等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取付管 下水道関連施設の使用を可能にする目的で公道又は私道に設置した下水道管と宅内排水設備を接続するための管渠をいう。
- (2) 公共ます 宅内排水設備の最下流に市が設置した維持管理用のますをいう。

(取付管設置の基準)

第3条 取付管の設置は、1区画につき1箇所とする。ただし、1区画内において次に掲げる施設を複数有するときは、当該施設ごとに設置することができる。

- (1) 工場、事務所、店舗、売店等
- (2) 共同住宅
- (3) 社宅、寄宿舍又は寮
- (4) 学校
- (5) 家屋所有者又は使用者の異なる建物

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前項に規定する数を超えて取付管を設置できるものとする。

(取付管設置費)

第4条 前条第1項の規定により取付管を設置するときの費用は、市の負担とする。ただし、下水道関連施設の供用開始の公告があった区域において家屋等の増改築及び区画割の変更等により同項に該当することとなったときの取付管設置の費用は、取付管を設置しようとする土地所有者等（以下「設置

者」という。)の負担とする。

2 前条第2項の規定により取付管を設置するときの費用は、設置者の負担とする。

(特別使用許可による取付管設置費)

第5条 前条の規定にかかわらず、特別使用許可による取付管設置の費用は、大垣市下水道関連施設特別使用許可要綱(平成18年3月27日制定)の定めるところによる。

(取付管設置の手続)

第6条 設置者は、下水道取付管位置の報告(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 設置者の負担をもって取付管を設置する設置者は、前項に規定する報告のほか大垣市下水道施設引渡し取扱要綱(平成22年4月1日制定)に規定する手続を行わなければならない。

(維持管理)

第7条 市長は、原則として官民境界から宅地側30cmまでの取付管について維持管理を行う。

2 前項の規定にかかわらず、上石津地域においては、市長は公共ますまでの維持管理を行う。

3 故意又は過失により取付管又は公共ますに破損等を生じ、使用不可能となったときは、その原因者は、自己の責任においてこれを補修しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

下水道取付管位置の報告 <u>NO. _____</u>	
設置位置の地番 _____	
設置者 住所 氏名 _____ (印)	
下水道取付管を設置しましたので、報告します。	
施工業者 現場代理人 _____ (印)	
設置者の承諾に基づき施工しました。	
年 月 日	
大垣市水道部下水道課長 行	
<p>The diagram shows a horizontal line representing a pipe. On the left side, there is a circle labeled 'M'. On the right side, there is another circle labeled 'M'. A vertical double-headed arrow to the right of the pipe indicates a distance, labeled 'm'. To the right of the arrow is a circle labeled '方位' (direction).</p>	

添付書類

- ・位置図（住宅地図など設置場所がわかるもの）
- ・設置完了写真（注：必要に応じて施工状況写真を添付すること。）



（管種、管径、土被り、延長、本管接続状況がわかるもの）